

山梨県立やまびこ支援学校

いじめ防止基本方針

令和5年 4月

第1章 いじめの問題に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの児童生徒にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組む事が重要である。

いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、一人の教職員が抱えこむのではなく、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践することが求められる。

1 いじめとは

○いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

●具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

2 いじめの基本認識

以下の①～⑥は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめはどの児童生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑤ いじめは家庭教育の在り方に大きなかかわりをもっている。
- ⑥ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- ⑦ 嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。
- ⑧ 「暴力を伴わないいじめ」であっても何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

3 いじめ防止のための学校の体制

いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもとに、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校全体で組織的な取組を行う必要がある。本校においては、「いじめ対策委員会」を設置し、教職員全員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行っていく。また、相談窓口を開設し、保護者に周知する。

〔相談窓口：令和5年度〕

生徒指導主事 杉本 美恵子 TEL：0554-23-1943

FAX：0554-23-1946

※その他、各学部主事、教頭も相談を受けたら、問題解決となるよう対応する。

○いじめ対策委員会の設置

(1) 「いじめ対策委員会」

○ 構成員：校長、教頭、学部主事、生徒指導主事、生徒指導副主事等

○ いじめ対策委員会の役割

- | | |
|------------------|-------------------|
| ① 学校いじめ防止基本方針の策定 | ② いじめの未然防止 |
| ③ いじめへの対応 | ④ 年間計画の企画と実施 |
| ⑤ 各取組の有効性の検証 | ⑥ 学校いじめ防止基本方針の見直し |

(2) 「拡大いじめ対策委員会」

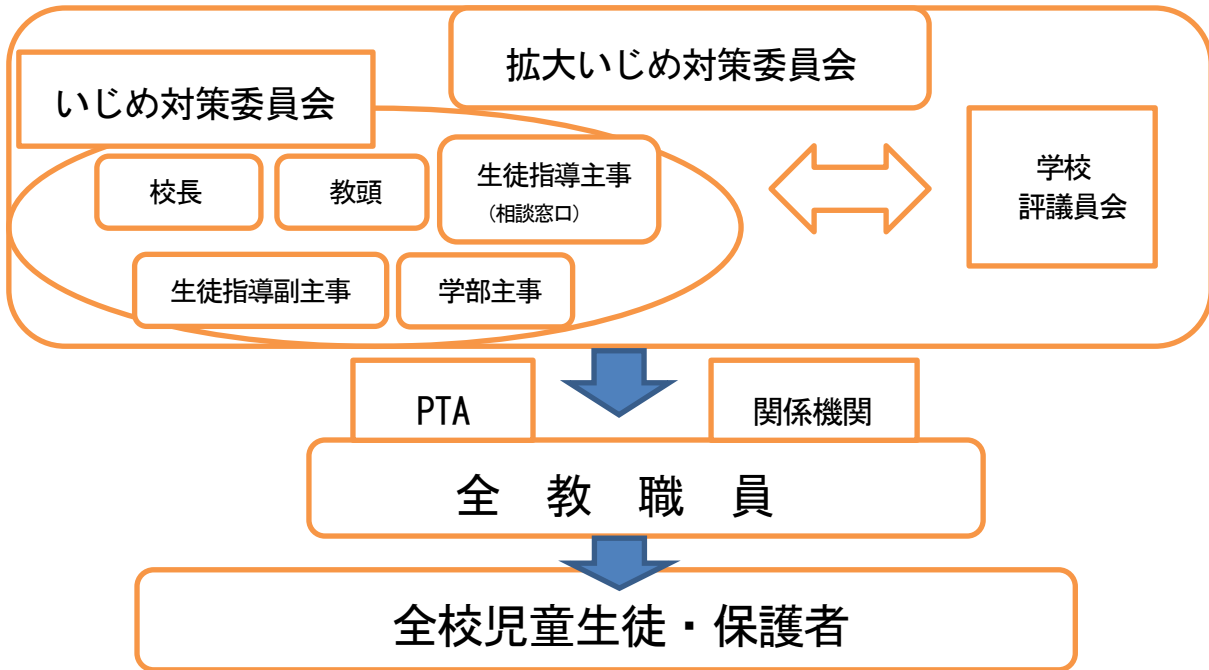
○ 構成員：「いじめ対策委員会」に学校評議員を加える。

※ 拡大いじめ対策委員会は、学期に1回程度開催する。

※ いじめ事案の発生時は、緊急対応し、事案に応じていじめ対策委員会メンバーに必要なメンバーを加え対応する。

※ いじめ対策委員会での内容や事案に応じての対応については職員会議等において全職員に報告し周知徹底する。

【いじめ防止のための学校体制】



4 「学校いじめ防止プログラム」

	小学部	中学部	高等部	学校全体
4月	<ul style="list-style-type: none"> 保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 「引き継ぎ資料」「個人調査票」等により把握された児童状況の集約 HR・学年・学部づくり 児童の状況把握 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知 「引き継ぎ資料」「個人調査票」等により把握された生徒状況の集約 HR・学年・学部づくり 生徒の状況把握 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知 「引き継ぎ資料」「中学からの調査書」「個人調査票」等により把握された生徒状況の集約 HR・学年・学部づくり 生徒の状況把握 	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会（年間計画の確認、問題行動 調査結果を共有） 「学校いじめ防止基本方針」の周知（HP掲載） PTA総会で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明
5月	<ul style="list-style-type: none"> 第1回アンケート実施 	<ul style="list-style-type: none"> 第1回アンケート実施 	<ul style="list-style-type: none"> 第1回アンケート実施 	<ul style="list-style-type: none"> 第1回「拡大いじめ対策委員会」（学校評議員会にて児童生徒の状況報告）
6月	<ul style="list-style-type: none"> （保護者） 	<ul style="list-style-type: none"> （本人及び保護者） 	<ul style="list-style-type: none"> （本人及び保護者） 	
7月	<ul style="list-style-type: none"> 保護者懇談（いじめについて聞き取る） （家庭での様子の把握） 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者懇談（いじめについて聞き取る） （家庭での様子の把握） 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者懇談（いじめについて聞き取る） （家庭での様子の把握） 	
8月	<ul style="list-style-type: none"> 児童の状況把握 	<ul style="list-style-type: none"> 生徒の状況把握 	<ul style="list-style-type: none"> 生徒の状況把握 	
9月	<ul style="list-style-type: none"> 第2回アンケート実施 	<ul style="list-style-type: none"> 第2回アンケート実施 	<ul style="list-style-type: none"> 第2回アンケート実施 	<ul style="list-style-type: none"> 第2回「拡大いじめ対策委員会」（児童生徒の状況報告）
10月	<ul style="list-style-type: none"> （保護者） 	<ul style="list-style-type: none"> （本人及び保護者） 	<ul style="list-style-type: none"> （本人及び保護者） 	
11月	<ul style="list-style-type: none"> ↓ 	<ul style="list-style-type: none"> ↓ 	<ul style="list-style-type: none"> ↓ 	
12月	<ul style="list-style-type: none"> 保護者懇談（いじめ聞き取り） （家庭での様子の把握） 児童の状況把握 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者懇談（いじめ聞き取り） （家庭での様子の把握） 生徒の状況把握 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者懇談（いじめ聞き取り） （家庭での様子の把握） 生徒の状況把握 	<ul style="list-style-type: none"> 第3回「拡大いじめ対策委員会」（学校評議員会にて児童生徒の状況報告）
1月	<ul style="list-style-type: none"> 第3回アンケート実施 	<ul style="list-style-type: none"> 第3回アンケート実施 	<ul style="list-style-type: none"> 第3回アンケート実施 	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会（年間の状況をまとめ、共有）
2月	<ul style="list-style-type: none"> （保護者） （家庭での様子の把握） 	<ul style="list-style-type: none"> （本人及び保護者） （家庭での様子の把握） 	<ul style="list-style-type: none"> （本人及び保護者） （家庭での様子の把握） 	
3月				

5 取組状況の把握と検証（PDCA）

いじめ対策委員会は、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

第2章 いじめの未然防止

1 児童生徒や学級の様子を知る

児童生徒たちや学級の様子を知るためには、教職員の気づきが大切である。児童生徒たちの些細な言動から、個々のおかれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくことが求められている。

2 「居場所づくり」、「絆づくり」と「自己有用感」

学校の教育活動全体を通じ、すべての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他者の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。教職員が児童生徒に対して愛情を持ち、温かい学級生活を展開することが、児童生徒に自己存在感や充実感を与えることになり、いじめの発生を抑え、未然防止のうえでの大きな力となる。

3 保護者や地域への働きかけ

P T Aの保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供する。また、HPなどを使って、広報活動を積極的に行うことも大切である。

第3章 早期発見

1 教職員のいじめに気づく力を高める

① 児童生徒の立場に立つ

生徒一人一人を人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行わなければならない。そのためには、人権感覚を磨き、児童生徒の言葉をきちんと受けとめ、児童生徒の立場に立ち、守るという姿勢が大切である。

② 児童生徒を共感的に理解する

集団の中で配慮を要する児童生徒に気づき、些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じとれるような感性を高めることが求められている。そのためには、生徒達の気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に生徒達の気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高めることが必要である。

③ 積極的にいじめを認知する

いじめは大人の目の付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

2 いじめの態様

いじめの態様	抵触する可能性のある刑罰
① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる	脅迫、名誉毀損、侮辱
② 仲間はずれ、集団による無視（刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要）	
③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	暴行
④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	暴行、傷害
⑤ 金品をたかられる	恐喝
⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	窃盗、器物破損
⑦ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	強要、強制わいせつ
⑧ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる	名誉毀損、侮辱

3 早期発見のための手だて

① 日々の観察

児童生徒の様子に目を配る。「児童生徒がいるところには、教職員がいる」ことを目指し、生徒と共に過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発見に効果がある。

② 観察のポイント

気になる言動が見られた場合には適切な指導を行い、関係修復にあたる。

③ 日誌や日記等の活用

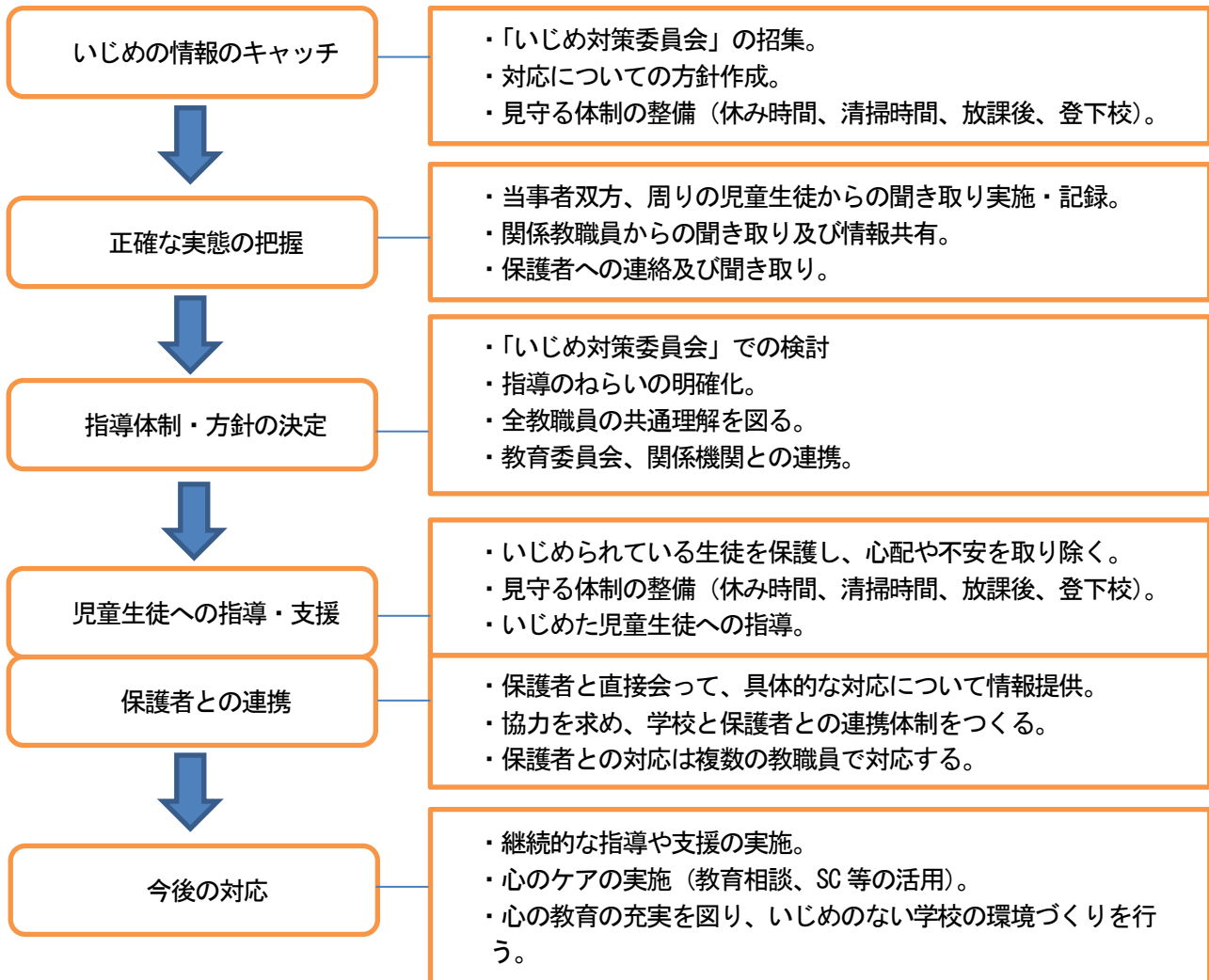
クラスで取り組んでいる日誌や家庭との連絡帳の中で児童生徒の変化を見いだしたり、担任と生徒・保護者が日頃から連絡を密に取り信頼関係を構築したりする。

④ 相談体制の充実

日常生活の中での教職員の声かけ等、児童生徒が日頃から気軽に相談できる環境を充実させることが重要である。

第4章 早期対応

1 いじめ対応の基本的な流れ



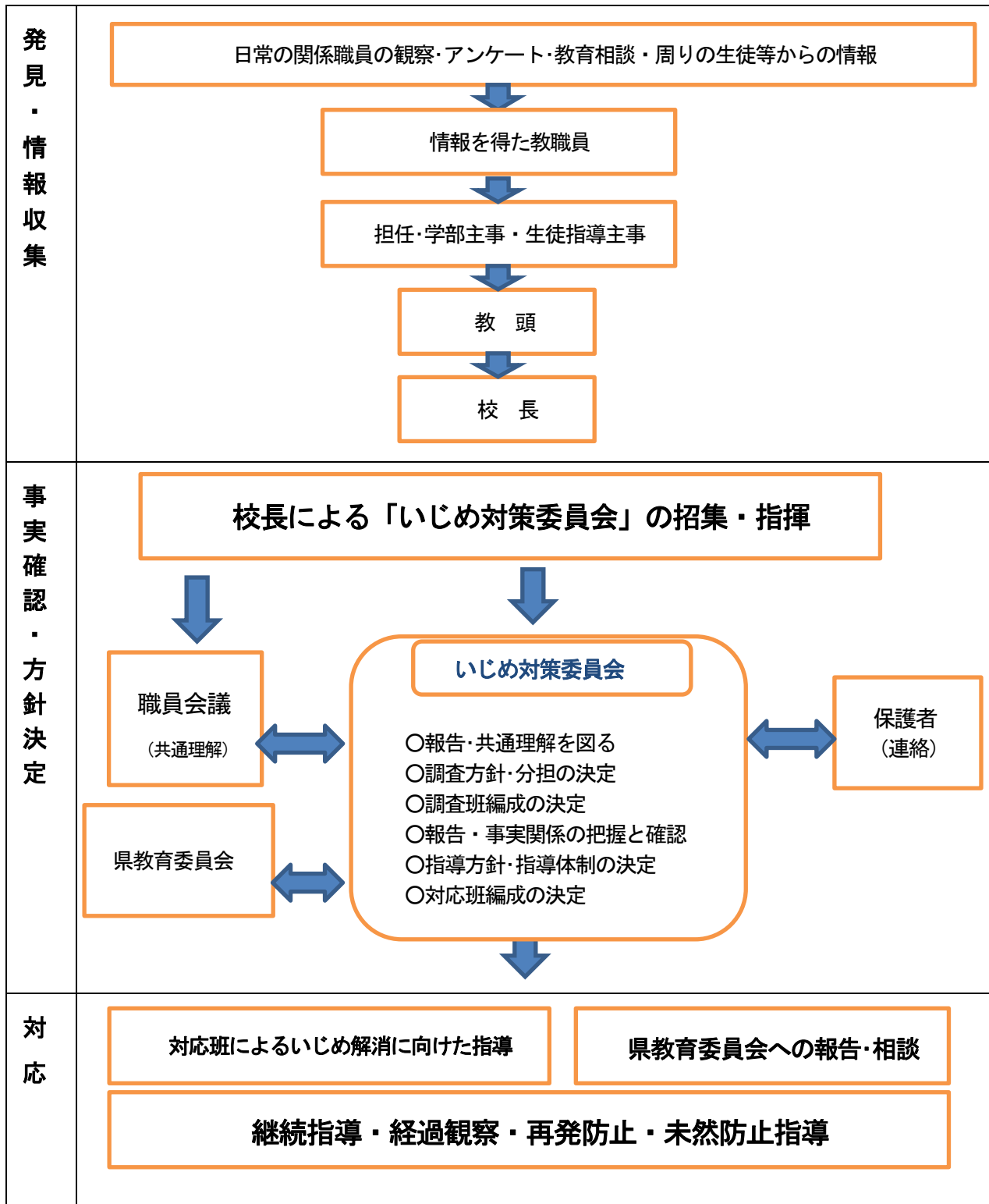
2 いじめが起きた場合の組織的な対応

いじめ問題について、特定の教職員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、報告・連絡・相談を確実にやり、学校全体で組織的に対応する。

○いじめの事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。

○いじめの解消に向けて取り組むにあたっては、迅速な対応が大切である。

いじめが起きた場合の初期対応



3 いじめ発見時の緊急対応

① いじめられた生徒・いじめを知らせてくれた児童生徒たちを守る

●いじめられていると相談に来た児童生徒や、いじめの情報を伝えに来た児童生徒から話を聴く場合は、他の児童生徒たちの目に触れないよう、慎重な配慮を行う。

② 事実確認と情報の共有

●いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている生徒から聴き取るとともに、周囲の生徒や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は、複数の教職員(学部主事・担任・生徒指導主事等)で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。

●短時間で迅速に正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

◆ 誰が誰をいじめているのか? 【加害者と被害者の確認】

◆ いつ、どこで起こったのか? 【時間と場所の確認】

◆ どんな内容のいじめか? どんな被害をうけたのか? 【内容】

◆ いじめのきっかけは何か? 【背景と要因】

◆ いつ頃から、どのくらい続いているのか? 【期間】

* 生徒の個人情報の取り扱いに十分配慮し、把握する

4 いじめを発見した場合の対応

① いじめられた児童生徒（保護者）への対応

【児童生徒に対して】

- 事実確認とともに、まず、つらく不安な児童生徒の今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝え、心配や不安を取り除く。
- 必ず解決できると、希望が持てることを伝える。
- 自信をもたせる言葉をかけ、励まし、自尊感情を高めるよう配慮する。

【保護者に対して】

- 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝える。
- 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- 家庭での生徒の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談してくれるよう伝える。

② いじめた児童生徒（保護者）への対応

【児童生徒に対して】

- いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、背景にも目を向け指導する。
- 心理的な独立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

【保護者に対して】

- 正確な事実関係を説明し、いじめられた児童生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- 児童生徒の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言を行う。

③ 継続した指導の実施

- いじめが解消したと見とれる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。
- いじめられた児童生徒の良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- いじめられた生徒、いじめた生徒双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。

④ いじめに対する処置

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われているものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め、状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

(2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害者児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること、被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないか面談等により確認する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

第5章 ネット上のいじめへの対応

1 ネット上のいじめとは

- メールでのいじめ ●ブログでのいじめ ●チェーンメールでのいじめ
- SNSから生じたいじめ ●動画共有サイトでのいじめ 等

○ネットの特殊性による危険

- ◆スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報（GPS）により自宅等が特定されるなど、利用者の情報が流出する危険性がある。
- ◆一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る映像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性がある。

2 未然防止のために

① 保護者への情報提供

【未然防止・早期発見のために】

- 児童生徒のパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において児童生徒を危険から守るためのルールづくりを行うこと、特に携帯電話を持たせる必要性について検討すること
- インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつこと
- 家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた児童生徒が見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に、学校へ相談すること

3 早期発見・早期対応のために

① 関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応

- 書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を子ども、保護者に助言し、協力して取り組む必要がある。
- 学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関との連携が必要になる。

②書き込みや画像の削除に向けて

被害の拡大を防ぐために、専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う必要がある。

(※学校非公式サイトでの削除も同様)

第6章 重大事態発生時の対応

「重大事態が発生した場合には、学校の設置者又はその設置する学校は、学校の設置者又はその設置する学校の下に、組織を設け、適切な方法により重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。」(法第28条第1項)

○重大事態とは

- ①「いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」
- ②「いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」
- ③「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとする。

*いじめにより「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑い、とは

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

*いじめにより「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている」の「相当の期間」とは年間30日を目安とする（不登校の定義をふまえて）

1 重大事態が発生した場合

○法に規定されている、重大事態発生時の対応

①重大事態の報告

- * 県立学校は、重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会（高校教育課長）に報告。
- * 公立学校は、重大事態が発生した場合、直ちに設置する地方公共団体の教育委員会を通じて地方公共団体の長へ報告。
- * 私立学校は、重大事態が発生した場合、直ちに私学文書課を通じて、知事に報告。

②報告を受けた学校の設置者の対応

- * 学校の設置者は報告を受けたら、その調査を行う主体（学校の設置者が学校か）や、どのような調査組織とするか判断し調査を行う。

③重大事態の調査（事実関係を明確にするための調査）

- * 調査の主体は学校が主体となって行う場合と学校の設置者（公立学校は教育委員会、私立学校は学校法人）が主体となって行う場合のどちらかである。

④調査結果の提供及び報告

- * 調査に係る情報を、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、適切に提供する。（法第28条第2項）
- * 調査結果の報告を行う。
 - ・ 公立学校に係る調査結果→地方公共団体の長へ報告。
 - ・ 私立学校に係る調査結果→都道府県知事へ報告。

県立学校で、重大事態が発生した場合

① 重大事態の発生

- ・ 学校長から、教育委員会（高校教育課長）へ重大事態の発生を報告。（→教育委員会から知事に報告）

② 教育委員会が主体となって、重大事態の調査を行う。

- ・ 調査は「山梨県立学校いじめ問題対策委員会」（教育委員会の附属機関）（以下「対策委員会」という）が主体となり、学校の「いじめ対策委員会」と連携して行う。

「山梨県立学校いじめ問題対策委員会」（教育委員会の附属機関）

- ・ 山梨県いじめ防止対策推進法施行条例で設置。
- ・ 県立学校で発生した重大事態の調査を行う組織。
 - * 学校より重大事態の発生の報告を受けた県教育委員会の諮問により調査を行う。
- ・ 委員は、「学識経験者」「弁護士」「臨床心理士」「社会福祉士」「精神科医」「県警本部少年課職員」「県中央指導相談所職員」「地方法務局人権擁護課職員」「高等学校校長会会長」「総合教育センター相談支援センター職員」「高校教育課長」等。
- ・ 事務局は、高校教育課。

③ 調査上の目的と配慮

- ・ 調査は、学校の教育活動に極力支障が生じないように進める。
- ・ 事実関係を明確にするための調査を行う。
 - * 「事実関係を明確とする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、「いつ（いつ頃から）」「誰から行われ」「どのような態様であったか」「いじめを生んだ背景事情」「生徒の人間関係にどのような問題があったか」「学校・教職員がどのように対応したか」等の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。
- ・ 因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・ 調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訴等への対応を直接の目的とするものではない。
- ・ 調査の目的は、当該重大事態への対処や同種の事態の発生防止を図るもの。

- ・ いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先として調査を行う。
- ・ 調査による事実確認と同時に、いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、いじめた児童生徒への指導や、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
- ・ 重大事態の当該児童生徒の保護者の要望・意見等を十分に聴取し、迅速に当該保護者に当該調査について協議し、協力を求めてから調査を行う。
- ・ 調査に当たっては、関係者の個人情報に十分配慮する。
- ・ 重大事態に係る「アンケート調査」等の調査結果については、いじめられた生徒やその保護者に提供する場合があることを念頭において実施する。また、調査に先立ち、その旨を調査対象の生徒や保護者に説明してから実施する。

④ 調査の実施

- * 調査を行う主体は「対策委員会」
- * 学校は調査に際して、「対策委員会」から求めがあった場合、「報告」「文書」「その他の物件」の提出・提示を行う。
- * 「対策委員会」は、重大事態に係る「関係者」に対し、学校内及び学校外において、「質問票」を用いたり、直接面接等を行い質問したりする等その他必要な調査を行うことができる。

⑤ 調査結果の報告（いじめられた生徒・その保護者、県教育委員会へ）

- ・ 調査によって明らかになった事実関係について「対策委員会」は県教育委員会に報告する。
- ・ 調査によって明らかになった事実関係について、「対策委員会」は、情報を適切に（適時・適切な方法で経過報告をする）、「いじめられた生徒及びその保護者」に対して提供する。

⑥ いじめられた生徒又はその保護者が希望する場合には、「いじめられた生徒又はその保護者の所見」をまとめた文書を調査結果に添える。